



金沢市公報

第3196号

令和7年(2025年)10月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

○自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて (　　)	2
○市民課で納付する手数料等に係る指定納付受 託者の指定について (市 民 課)	3
○子ども・子育て支援法の規定による特定子ど も・子育て支援施設等の確認について (保育幼稚園課)	3
○燃やすごみ等の収集手数料の徴収事務の委託 について (ごみ減量推進課)	3
●公 告	
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課)	3

○ 土地区画整理事業の換地処分について

(市街地再生課) 4

● 選挙管理委員会告示

○昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市 選挙投票区)の一部改正について (選挙管理委員会)	4
---	---

● 農業委員会告示

○令和7年第10回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	4
--	---

● 公営企業公告

○公共下水道の併用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (下水道整備課)	5
---	---

告 示

● 金沢市告示第294号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和7年10月21日

金沢市長 村 山 卓

1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
金沢市営金沢駅東自転車駐車場
金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
金沢市営本町2丁目自転車駐車場
金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
金沢市営森本駅西自転車駐車場
金沢市営野町駅前自転車駐車場
金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場

- 金沢市営十間町自転車駐車場
 金沢市営香林坊自転車駐車場
 金沢市営柿木畠自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場
 金沢市営武蔵自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
 金沢市営豊町自転車駐車場
 金沢市営此花町自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
- | | |
|---------|-----|
| 自転車 | 98台 |
| 原動機付自転車 | 2台 |
| 自動二輪車 | 1台 |
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 令和7年9月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市二口町二24番地5
 公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 日時 令和7年10月22日から令和8年1月21日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第295号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和7年10月21日

金沢市長 村 山 卓

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
豊町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
三口町地内	自 転 車	1台
大浦町地内	自 転 車	1台
額新町1丁目地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
長土塀3丁目地内	自 転 車	1台
金石本町地内	自 転 車	1台
北安江2丁目地内	自 転 車	1台
東長江町地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和7年9月1日から同月30日まで

- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

- (1) 期間

令和7年10月22日から令和8年4月21日

- (2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第296号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年10月21日

金沢市長 村 山 卓

- 1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
ルミーズ株式会社	長野県小諸市本町3丁目2番25号	令和7年10月1日
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社	東京都品川区西五反田7丁目7番7号	令和7年10月1日

- 2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

市民課で納付する手数料及び雑入

- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

●金沢市告示第297号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等として次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示します。

令和7年10月21日

金沢市長 村 山 卓

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	確認年月日	事業開始年月日
濱口 夏子	金沢市西泉	濱口 夏子	認可外保育施設	令和7年9月25日	令和5年3月6日

●金沢市告示第298号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により燃やごみ等収集手数料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和7年10月21日

金沢市長 村 山 卓

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所、指定をした日及び委託をした日

名 称	住所	指定をした日	委託をした日
島屋株式会社	富山県射水市太閤山1丁目88番地	令和7年7月28日	令和7年10月1日

- 2 委託した公金事務に係る歳入

燃やごみ等収集手数料

- 3 委託した期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和7年10月21日

金沢市長 村 山 卓

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年10月21日

金沢市長 村 山 卓

- 1 土地区画整理事業の名称
金沢市近岡町土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
金沢市近岡町土地区画整理組合
- 3 換地処分の年月日
令和7年9月23日
- 4 換地処分の内容
令和7年9月16日付け市再第63号をもって認可した換地計画のとおり

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第61号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号（金沢市選挙投票区）の一部を次のように改正します。

令和7年10月21日

金沢市選挙管理委員会

表第37投票区の項中「125番地までを除く。」の次に「、柳橋町ア3番地」を加え、同表第38投票区の項中「柳橋町」の次に「(ア3番地を除く。)」を加える。

農業委員会告示

●金沢市農業委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和7年第10回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和7年10月21日

金沢市農業委員会
会長 井 口 栄 市

- 1 日時
令和7年10月27日 午後3時
- 2 場所
金沢市第二本庁舎 2301会議室
- 3 議案
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - (5) 租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - (6) 非農地証明願について
 - (7) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
 - (8) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

- (9) 金沢農業・農村総合振興計画の変更に関する意見決定について
- (10) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条第1項第2号の規定による土地改良事業参加資格の承認について
- (11) 地域計画に関する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第13号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局下水道整備課において、一般の縦覧に供します。

令和7年10月21日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和7年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 久安6丁目及び泉本町1丁目の各一部
 - (2) 桂町、観音堂町、東蚊爪町及び南森本町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町ハ272番地
名称 西部水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

令和7年(2025年)10月21日 発行 発行人
発行所
編集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市
金沢市役所
(株)共栄